

施策の体系

生活環境の整備

- ① 福祉のまちづくりの推進
 - バリアフリーのまちづくり
- ② 住宅施設の充実
 - 重度身体障がい者住宅改造の助成
- ③ 移動手段の充実
 - 道路環境の整備
 - 福祉タクシー利用料金の助成
 - 障がい者自動車運転免許取得費の補助
 - 障がい者自動車改造費の補助
- ④ コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化
 - 手話奉仕員の養成
 - 手話通訳者の設置と派遣
- ⑤ 防災・防犯体制の充実
 - 災害発生時の避難誘導體制の推進
 - 自主防災組織の育成
 - 災害時要援護者支援制度の推進



計画の推進

各主体の役割

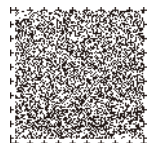
この計画を推進するにあたっては、障がい及び障がい者問題について社会的関心を高めていくとともに、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

計画の推進

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中でともに生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに、障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

太田市障がい者福祉計画

発行：太田市 平成24年3月
編集：太田市障がい福祉課
〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111 (代)



太田市 障がい者福祉計画

概要版

平成24年3月

太田市

計画の目的

本計画は、障がい者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、いきいきと暮らせる社会の構築を目指し、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

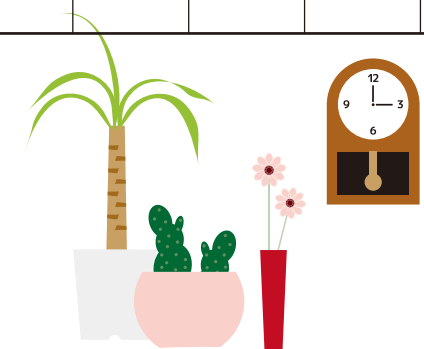
本市では、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする「第2次太田市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。その間、障がい者福祉制度の変革などにより、障がいのある人をめぐる動向は大きく変化してきています。本計画は、障がいのある人の新たなニーズに対応するために、策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成28年までの5年間とします。
また、今後、国会等において「障がい者総合福祉法」(仮称)等が成立した場合、計画の修正・見直しを行います。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		第2期太田市障がい福祉計画の計画期間			第3期太田市障がい福祉計画の計画期間			第4期太田市障がい福祉計画の計画期間			
第2次太田市障害者福祉計画の計画期間		注			第3次太田市障がい者福祉計画の計画期間				次期計画		
		太田市地域福祉計画の計画期間 平成20年度～平成24年度			次期太田市地域福祉計画の計画期間						

注)平成21年度から平成23年度は、当時、大泉町と合併協議中であり新市としての策定を予定していたこと、及びアンケート実施・集約により第2次計画を継続しました。



主要課題

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 社会活動への参画の促進
- (4) 障がい者の生活支援の充実
- (5) 精神障がい者支援の充実
- (6) 地域福祉の推進と施設整備

基本的考え方

- (1) 障がい及び障がい者についての正しい認識の一層の普及
- (2) 高齢化、重度化への対応
- (3) 障がい者の人格の尊重と自立への支援
- (4) 均等な機会の確保
- (5) リハビリテーションの理念に基づく施策の重視

基本理念

太田市では「新生太田総合計画」に基づく福祉施策として『人にやさしいまちづくり』を基本目標に掲げ、目標とする都市像『人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田』に向けてまちづくりを進めています。

そこには障がいをもつ人自らが、望む生活目標や生活様式を選択するという自発的・積極的な社会の実現があらわされ、そこには障がいをもつ人も障がいをもたない人もともに暮らしやすい「共生社会づくり」が求められています。

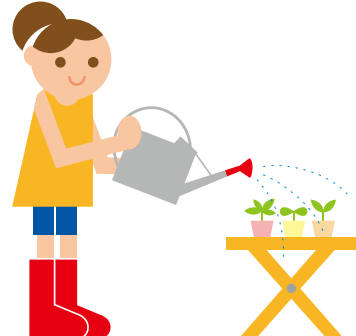
そこで本計画の基本理念を『すべての人にやさしいまち ～おおた～』とし、障がいをもつ人ももたない人も同じように、みんながうるおいとやすらぎに満ちた暮らしのできるまち「おおた」を目指します。



施策の体系

理解と交流の促進

<p>① 啓発・広報活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■啓発・広報・広聴活動の促進 ■障がい者による啓発促進の支援 ■障がい者虐待防止センターの設置 	<p>② 交流機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ふれあいの機会拡充（サロン活動の充実） ■地域と施設の交流活動事業の促進 ■福祉スポーツ大会の開催
<p>③ ボランティア活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア活動の推進 ■ボランティアの養成 ■身近な地域における福祉活動の促進 	<p>④ 福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校における福祉教育の充実 ■人権教育の推進

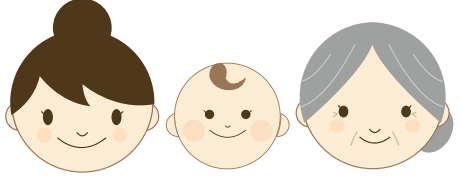


保健・医療の充実

<p>① 障がいの早期発見・早期療育体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援体制の整備 ■妊婦及び乳幼児健康診査の充実
<p>② 保健・医療体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■各種健(検)診・健康教育・健康相談の充実 ■医療機関等との連携 ■重度心身障がい者医療費公費負担制度の充実 ■自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付
<p>③ 精神保健福祉対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■精神保健に関する知識の普及・啓発 ■相談・支援体制の整備 ■社会復帰対策の促進 ■家族会等への支援の充実 ■精神障がい者保健福祉手帳の取得促進 ■人材の確保 ■自立支援医療費(精神通院医療)支給制度の周知

福祉サービスの充実

<p>① 総合相談援助システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■相談体制の充実 ■障がい者相談機能の強化 ■相談体制の充実ネットワーク化
<p>② 障がい福祉サービスの充実</p>	
<p>③ 生活安定のための施策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■各種年金、手当の支給



雇用・就労の促進


<p>① 一般就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■事業主、社会一般の理解と協力の促進 ■市職員の採用 ■働きやすい職場環境づくり ■適職の開発促進
<p>② 福祉的就労の場の確保と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■授産製品の販路拡大 ■授産製品の支援

教育・育成の充実

<p>① 就学前援助の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■心身障がい児保育の充実 ■福祉幼児教室の充実
<p>② 学校教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■個に応じた就学支援の充実 ■個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実 ■放課後児童健全育成の充実 ■特別支援学級の整備充実 ■通常の学級在籍児への援助の充実 ■指導教員の専門性の充実 ■特別支援学校との交流 ■特別支援教育就学奨励費補助の充実 ■障がい児(者)の日中活動の充実
<p>③ 生涯学習の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■学習情報の提供 ■学習支援体制の整備 ■各種講座等の充実
<p>④ 図書館の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■視覚障がい者サービスの推進 ■「布の絵本」事業の推進 ■大活字本の充実 ■宅配サービスの推進




<p>① スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツ種目の普及 ■障がい者スポーツ・レクリエーション用具の貸出・体験指導 ■福祉スポーツ大会の充実 ■スポーツ指導者の派遣
<p>② 社会活動参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者団体への支援 ■権利擁護事業の活用促進



余暇活動・社会活動参加の促進

